

# 戦没者等のご遺族の皆様へ

## 「第10回特別弔慰金支給のご案内」

### 【特別弔慰金の趣旨】

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金を支給するものです。

第10回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

### 【支給対象者】

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などの①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)  
※戦没者などの死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### 【支給内容】

額面25万円、5年償還の記名国債

### 【請求期間】

平成30年4月2日まで

※請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

### 【請求窓口】

美波町役場住民生活課・由岐支所

### 【問合せ先】

美波町役場住民生活課 ☎77-3613

美波町役場由岐支所 ☎78-2211